

○国家公安委員会規則第 号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ハ、ニ、ホ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びタ（これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三十三条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもの

のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。